

立川市市民体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市市民体育館条例の一部を改正する条例

立川市市民体育館条例（昭和55年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（使用の不承認） 第3条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、体育館の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （休館日） 第4条 体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) ……略…… (2) 立川市柴崎市民体育館にあっては、毎月<u>第1月曜日及び第3月曜日</u>。ただし、<u>これらの日が法第3条に規定する休日にあたる</u>ときは、その日後においてその日に最も近い法第3条に規定する休日でない日 （開館時間） 第5条 体育館の開館時間は、<u>次の各号に掲げるとおりとする</u>。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。 (1) <u>立川市泉市民体育館にあっては、午前9時から午後11時まで</u> (2) <u>立川市柴崎市民体育館にあっては、午前9時から午後10時まで</u> （使用条件の変更等）	（使用の不承認） 第3条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、体育館の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （休館日） 第4条 体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) ……略…… (2) 立川市柴崎市民体育館にあっては、毎月<u>第3月曜日（8月を除く。）</u>。ただし、<u>同日が法第3条に規定する休日にあたる</u>ときは、その日後においてその日に最も近い法第3条に規定する休日でない日 （開館時間） 第5条 体育館の開館時間は、<u>午前9時から午後11時までとする</u>。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。 （使用条件の変更等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

別表（第6条関係）

施設区分		使用区分		使用料
……略……		……略……		……略……
立川市柴崎市民体育館	第1体育室	貸切使用	…略…	……略……
			夜間	市内団体 <u>7,600円</u>
				市外団体 <u>15,200円</u>
			…略…	……略……
			午後Ⅱ及び夜間	市内団体 <u>14,600円</u>
				市外団体 <u>29,200円</u>
			…略…	……略……
			午後Ⅰ、午後Ⅱ及び夜間	市内団体 <u>21,800円</u>
				市外団体 <u>43,600円</u>
			全日	市内団体 <u>25,000円</u>
				市外団体 <u>50,000円</u>
		…略…	…略…	……略……
	第2体育室	貸切使用	…略…	……略……
			夜間	市内団体 <u>2,800円</u>

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

別表（第6条関係）

施設区分		使用区分		使用料
……略……		……略……		……略……
立川市柴崎市民体育館	第1体育室	貸切使用	…略…	……略……
			夜間	市内団体 <u>10,700円</u>
				市外団体 <u>21,400円</u>
			…略…	……略……
			午後Ⅱ及び夜間	市内団体 <u>17,000円</u>
				市外団体 <u>34,000円</u>
			…略…	……略……
			午後Ⅰ、午後Ⅱ及び夜間	市内団体 <u>24,000円</u>
				市外団体 <u>48,000円</u>
			全日	市内団体 <u>27,000円</u>
				市外団体 <u>54,000円</u>
		…略…	…略…	……略……
	第2体育室	貸切使用	…略…	……略……
			夜間	市内団体 <u>3,800円</u>

			市外団体	5,600円				市外団体	7,600円		
		…略…	……略……				…略…	……略……			
		午後Ⅱ 及び夜間	市内団体	5,400円			午後Ⅱ 及び夜間	市内団体	6,200円		
			市外団体	10,800円				市外団体	12,400円		
		…略…	……略……				…略…	……略……			
		午後Ⅰ、午後Ⅱ 及び夜間	市内団体	7,800円			午後Ⅰ、午後Ⅱ 及び夜間	市内団体	8,700円		
			市外団体	15,600円				市外団体	17,400円		
		全日	市内団体	8,200円			全日	市内団体	8,900円		
			市外団体	16,400円				市外団体	17,800円		
		…略…	…略…	……略……			…略…	…略…	……略……		
……略……	…略…	…略…	……略……	……略……	…略…	…略…	……略……				
会議室	貸切使用	午前、午後Ⅰ 又は午後Ⅱ	……略……		会議室	貸切使用	午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ 又は夜間	……略……			
			夜間	市内団体 800円 市外団体 1,600円				…略…	……略……		
		…略…	……略……				午後Ⅱ及び夜間	市内団体 1,800円 市外団体 3,600円	…略…	……略……	
		午後Ⅱ及び夜間	市内団体 1,600円 市外団体 3,200円	…略…			……略……				
		…略…	……略……				…略…	……略……			
		…略…	……略……				…略…	……略……			

			午 後 Ⅰ、午 後Ⅱ及 び夜間	市内団体 2,200円 市外団体 4,400円				午 後 Ⅰ、午 後Ⅱ及 び夜間	市内団体 2,500円 市外団体 5,000円
			全日	市内団体 2,800円 市外団体 5,600円				全日	市内団体 3,000円 市外団体 6,000円
備考					備考				
(1) 使用時間は、次に掲げるとおりとする。					(1) 使用時間は、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後Ⅰは午後零時30分から午後4時まで、午後Ⅱは午後4時から午後7時30分まで、夜間は午後7時30分から午後11時まで、全日は午前9時から午後11時までとする。				
ア 立川市泉市民体育館にあつては、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後Ⅰは午後零時30分から午後4時まで、午後Ⅱは午後4時から午後7時30分まで、夜間は午後7時30分から午後11時まで、全日は午前9時から午後11時までとする。									
イ 立川市柴崎市民体育館にあつては、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後Ⅰは午後零時30分から午後4時まで、午後Ⅱは午後4時から午後7時30分まで、夜間は午後7時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。									
(2)～(12) ……略……					(2)～(12) ……略……				

附 則

- この条例は、令和2年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市市民体育館条例別表の規定は、施行日以後に使用するものから適用し、同日前に使用するものについては、なお従前の例による。